

- 総合目標 1：我が国の財政状況が歴史的に見ても諸外国との比較においても、極めて厳しい状況に（財政）あることを踏まえ、社会保障・税一体改革を継続しつつ社会保障制度の持続可能性の確保に向けた基盤強化の取組を進めるとともに、2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス（基礎的財政収支）黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指すとの財政健全化目標達成に向け、経済再生を図りながら、歳入・歳出両面において財政健全化に取り組む。

**総合目標の内容及び  
目標設定の考え方**

我が国の財政は極めて厳しい状況にあります。各年度の政策的経費をその年度の税収等で賄うことができず（プライマリーバランス（用語集参照）が赤字の状態）、公債発行への依存が常態化しており、公債残高は累増の一途をたどっています。令和3年度の国・地方の公債等残高（用語集参照）は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、1,183兆円（対GDP比217%）に達すると見込まれます。

我が国は、新型コロナウイルス感染症が確認される以前から、社会保障制度の給付と負担の乖離という構造的な問題を抱えております。また、団塊世代が75歳に入り始める2022年からは社会保障関係費が急増し、乖離はさらに拡大すると見込まれます。このため、社会保障制度の基盤強化を進め、全ての団塊世代が75歳以上になるまでに、財政健全化の道筋を確かなものとする必要があります。

こうした認識のもと、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（以下、「骨太の方針2021」といいます。）においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（以下、「骨太の方針2018」といいます。）で示された財政健全化目標（2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す。）を堅持するとともに、2022年度から2024年度までの3年間について、これまでと同様の歳出改革努力をすることとされました。

なお、「骨太の方針2021」においては、新型コロナウイルス感染症の経済財政への影響の検証を行い、その検証結果を踏まえ、目標年度を再確認することとされており、令和4年1月14日開催の経済財政諮問会議において、「現時点で財政健全化の目標年度の変更が求められる状況にない」旨確認されております。

我が国は、新型コロナウイルス感染症という危機のさなかにあります。まずは新型コロナウイルス感染症対策に万全を期し、経済を立て直し、そして、財政健全化に向けて取り組んでいく必要があります。

これらを踏まえ、上記の目標を設定します。

**上記の「総合目標」を構成するテーマ**

総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す

**関連する内閣の基本方針**

- 「第208回国会 総理大臣施政方針演説」（令和4年1月17日）
- 「第208回国会 財務大臣財政演説」（令和4年1月17日）
- 「令和4年度予算編成の基本方針」（令和3年12月3日閣議決定）

	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和4年1月17日閣議決定)</li> <li>○「中長期の経済財政に関する試算」(令和4年1月14日経済財政諮問会議提出)</li> <li>○「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)</li> <li>○「経済財政運営と改革の基本方針2019」(令和元年6月21日閣議決定)</li> <li>○「経済財政運営と改革の基本方針2020」(令和2年7月17日閣議決定)</li> <li>○「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)</li> <li>○「新しい経済政策パッケージ」(平成29年12月8日閣議決定)</li> <li>○「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)</li> <li>○「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」(令和2年4月7日閣議決定、令和2年4月20日変更)</li> <li>○「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」(令和2年12月8日閣議決定)</li> <li>○「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)</li> </ul>
--	--

<b>テーマ</b>	総1-1：2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す
------------	---

<b>取組内容</b>	上記「総合目標の内容及び目標設定の考え方」記載のとおり。
-------------	------------------------------

**定量的な測定指標**

<b>[主要]</b> 総1-1-A-1：財政健全化目標の達成に向けた取組	目標値	2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指し、同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す	
	実績値		

**(目標値の設定の根拠)**

「骨太の方針2021」において、「2025年度の国・地方を合わせたプライマリーバランス黒字化を目指す」、「同時に債務残高対GDP比の安定的な引下げを目指す」とあるためです。

なお、令和4年1月14日開催の経済財政諮問会議において、現時点で財政健全化の目標年度の変更が求められる状況にない旨確認されております。

(参考)

国・地方のプライマリーバランス赤字の対GDP比(実額)		国・地方の公債等残高の対GDP比	
2021(令和3)年度(見込み)	▲7.8%(▲42.7兆円)	2021(令和3)年度(見込み)	217.0%
2020(令和2)年度	▲9.1%(▲48.8兆円)	2020(令和2)年度	209.9%
2019(令和元)年度	▲2.6%(▲14.8兆円)	2019(令和元)年度	191.0%
2018(平成30)年度	▲1.9%(▲10.7兆円)	2018(平成30)年度	189.4%
2017(平成29)年度	▲2.2%(▲12.2兆円)	2017(平成29)年度	186.1%
2016(平成28)年度	▲2.9%(▲15.6兆円)	2016(平成28)年度	185.7%

2015（平成27）年度	▲2.9%（▲15.6兆円）	2015（平成27）年度	182.9%
2014（平成26）年度	▲3.8%（▲19.8兆円）	2014（平成26）年度	182.8%
2013（平成25）年度	▲5.3%（▲27.0兆円）	2013（平成25）年度	180.7%
2012（平成24）年度	▲5.4%（▲27.1兆円）	2012（平成24）年度	177.5%
（出所）内閣府「中長期の経済財政に関する試算」（令和4年1月14日経済財政諮問会議提出）			

### 定性的な測定指標

〔主要〕総1-1-B-1：社会保障・税一体改革の継続的な実施と社会保障制度の基盤強化

#### （指標の内容）

社会保障・税一体改革（用語集参照）を継続的に実施するとともに、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間（2019年度～2021年度）内から改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2021」に基づき、2022年度から2024年度までの3年間において基盤強化期間内と同様の歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めにつなげます。

#### （指標の設定の根拠）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律」（平成24年法律第68号）や「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（平成25年法律第112号）等に規定された社会保障・税一体改革の内容を確実に実施していくためです。また、プライマリーバランスの黒字化に向けては、社会保障改革を軸として、社会保障の自然増の抑制や医療・介護サービスの適正化・効率化、生産性向上や給付と負担の適正化等に取り組むことが不可欠であるところ、「骨太の方針2018」に盛り込まれた「新経済・財政再生計画」に基づき、基盤強化期間内から改革を順次実行に移してきました。引き続き、「骨太の方針2021」に基づき、2022年度から2024年度までの3年間において基盤強化期間内と同様の歳出改革努力を継続し、経済成長と財政を持続可能にするための基盤固めを行うことが重要であるからです。

### 今回廃止した測定指標とその理由

該当なし

#### 参考指標

- 参考指標1 「一般会計税収、歳出総額及び公債発行額の推移」
- 参考指標2 「一般会計及び特別会計の歳出総額及び純計額」
- 参考指標3 「公債発行額・公債依存度の推移」
- 参考指標4 「公債残高の推移」
- 参考指標5 「国及び地方の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標6 「一般会計の基礎的財政収支の推移」
- 参考指標7 「国及び地方の財政収支の推移」
- 参考指標8 「国民負担率の状況」

総合目標に係る予算額	令和元年度	2年度	3年度	4年度当初	令和4年度行政事業レビュー番号
上記の総合目標に関連する予算額はありません。					

<b>担当部局名</b>	主計局（調査課、総務課）、大臣官房総合政策課、主税局（総務課、調査課）	<b>政策評価実施予定時期</b>	令和5年6月
--------------	-------------------------------------	-------------------	--------